

○松本市企業事務所誘致事業補助金交付要綱

平成6年6月7日

告示第180号

(目的)

第1条 この要綱は、本市の拠点機能を向上させ地域経済の活性化を図るため、企業が市内に新規開設等により事務所を開設するとき、その事務所の維持及び運営に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。
- (2) 事務所 工場、売場、倉庫、駐車場、配送センター等の現場営業部門以外の部門で、事務機能を主たる業務とする内部事務部門が、自らの営業に係る事務処理のために使用する建物をいう。ただし、シェアオフィス、コワーキングスペースその他の同一空間を他社と利用するもの及び公的機関又は学術機関が管理するものを除く。
- (3) 新規開設 市内に未進出の企業が、市内に新たに事務所を開設することをいう。

(補助金交付要件)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 設立から3年以上経過した企業等で新規開設後、1年を経過していないこと。ただし、公的機関又は学術研究機関が認定したスタートアップ企業にあっては、設立から3年未満であっても要件を満たすものとする。
- (2) 新規開設後、企業としての経済活動を5年以上継続すること。
- (3) 新規開設した事務所に常時勤務する従業者（社会保険加入者に限る。）が3人以上であること。
- (4) 物品販売等を主たる業務とする企業にあっては、施設全体の2分の1以上を事務所として使用すること。
- (5) 市税等の滞納がないこと。
- (6) 新規開設に係る本市の他の条例、規則及び要綱等による補助金等を受けていないこと。
- (7) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第1項に規定する暴力団及び同条例第2条第2項に規定する暴力団員並びにこれらに係る団体との関わりがないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助金額及び補助期間は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助金額	補助期間
--------	------	------

事務所に係る月額賃借料相当額 又は実際に支払う月額賃借料の額 のいずれか低い方の額	補助対象経費の2分の1以内の 額。ただし、最初の2年間は、1 年分の当該額が300万円を超 えるときは300万円とし、それ 以後は、1年分の当該額が150万 円を超えるときは150万円と する。	3年を限度とする。
---	---	-----------

2 前項の表に規定する月額賃借料相当額は、市場の家賃相場から算定した1平方メートル当たりの家賃単価に、企業が賃借する事務所の延床面積を乗じて得た額をいう。

3 前項に規定する家賃単価は、市長が別に定める。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、松本市企業事務所誘致事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、対象年度ごとに市長に申請するものとする。ただし、市長が必要でないと認める書類については、添付を省略することができる。

- (1) 会社の定款(写し)
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 組織表、事務所の従業者数及び従業者が社会保険に加入していることが分かるもの
- (4) 直近2期分の貸借対照表及び損益計算書
- (5) 事務所の賃貸借契約書(写し)
- (6) 本市及び本店所在地の自治体の納税証明書(写し)
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(変更申請等)

第6条 補助金の交付決定を受けた者(以下「決定者」という。)は、前条の申請事項に変更が生じたときは、遅滞なく松本市企業事務所誘致事業補助金交付変更・中止承認申請書(様式第2号)を市長に提出し、承認を受けるものとする。

(実績報告書)

第7条 決定者は、規則第12条に規定する補助事業等実績報告書に建物賃借料領収書を添付して、

対象年度ごとに市長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第8条 補助金の交付を受けた者が、第3条各号に定める要件に違反したときは、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、告示の日から施行し、平成6年4月1日以後に市内に新規に開設した事務所等に係る補助金から適用する。

(四賀村、奈川村、安曇村及び梓川村の編入に伴う経過措置)

2 四賀村、奈川村、安曇村及び梓川村の編入の日前に、四賀村、奈川村、安曇村及び梓川村の区域内に開設された事務所については、第3条第2項の規定にかかわらず、この要綱による補助金は交付しないものとする。

附 則 (平成13年3月30日告示第77号)

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年9月20日告示第416号)

(施行期日等)

1 この告示は、告示の日から施行し、この告示による改正後の松本市企業事務所誘致事業補助金交付要綱の規定は、平成13年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の松本市企業事務所誘致事業補助金交付要綱の規定は、適用日以後に市内に新規開設等により開設した事務所に係る補助金から適用し、適用日前に市内に新規開設等により開設した事務所に係る補助金については、なお従前の例による。

3 この告示による改正前の松本市企業本社等誘致事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間この告示による改正後の松本市企業事務所誘致事業補助金交付要綱の規定による様式とみなす。

附 則 (平成17年3月7日告示第39号) 抄

(施行期日)

1 この告示は、平成17年3月7日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日告示第102号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日告示第181号)

(施行期日)

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間におけるこの告示による改正後の第3条の規定の適用については、同条第2号中「1年」とあるのは、「2年」とする。

附 則 (平成23年3月31日告示第139号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年1月11日告示第16号)

(施行期日)

1 この告示は、平成24年1月11日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の第4条の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に市内に新規開設等により開設した事務所に係る補助金から適用し、施行日前に市内に新規開設等により開設した事務所に係る補助金については、なお従前の例による。

3 この告示による改正前の松本市企業事務所誘致事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間この告示による改正後の松本市企業事務所誘致事業補助金交付要綱の規定による様式とみなす。

附 則 (平成28年3月31日告示第137号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日告示第82号)

この告示は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、この告示による改正後の松本市企業事務所誘致事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後の申請に係るものから適用する。

附 則 (令和4年3月31日告示第142号)

この告示は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、この告示による改正後の松本市企業事務所誘致事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後の申請に係るものから適用する。

附 則 (令和6年3月26日告示第163号)

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の松本市企業事務所誘致事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

3 この告示による改正前の松本市企業事務所誘致事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間、新要綱の規定による様式とみなす。

附 則 (令和8年3月24日告示第150号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。